質情セ 調(経提)第10号 2020年12月11日

経済産業省

貿易経済協力局

安全保障貿易管理課 浅井課長殿 安全保障貿易審查課 和爾課長殿 貿易管理課 猪狩課長殿

(写)安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、杉浦係長殿 安全保障貿易審査課 大崎総括課長補佐殿 貿易管理課 居藤課長補佐殿、石川係長殿

> 一般財団法人 安全保障貿易情報センター 制度専門委員会 制度・手続分科会 主査 稲村 國康

NACCSシステム改善について(要望事項)

はじめに

平成31年3月22日公布、4月1日施行「包括許可取扱要領の一部を改正する通達」にて、特別一般包括許可及び特定包括許可の申請方法が電子申請に一本化されました。同時期に特定手続等運用通達が改正され、包括許可の電子申請ができる者が「申請者本人(法人の場合は、代表権を有する者に限る。)」と個別許可の電子申請に比較して窮屈であったものが、「申請者本人又は代理者」となりました。法人の場合は、「申請者本人」とだけになって、「代表権を有する者」の制約がなくなり、「被委任者」を届ければ、代表権を有する者から権限を委任された同一の組織の役職者でも申請者になることができるようになりました。しかしながらこうした改正にもかかわらず、NACCSシステム上対応出来ないものがあります。以下のとおり、NACCSシステム改善についての要望事項について提出いたします。

<要望事項>

・NACCSにおける包括許可申請の運用緩和におけるシステム改善 について

上記改正により、輸出者本人で代表権を持たないアカウント (例えば営業部長など) での申請が可能のように手続が緩和されました。しかし、代表権を持つアカウント (代表取締役等) で既に取得済みの包括許可の変更や更新にあたり、代表権を持たないアカウントでの申請に切り替えようとするとエラーとなり申請ができないのが現

状です。

輸出者本人で代表権を持たないアカウントでの申請が出来るようシステム改善のご検 討をお願いいたします。

以上